

実施方針の策定の見通しについて

令和元年（2019年）9月30日

熊本県

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第15条第1項による公表は下表のとおりです。

名称	事業期間	事業概要	公共施設等の立地	実施方針を策定する時期	担当
熊本県有明・八代工業用水道運営事業	令和3年（2021年）4月（予定）から20年間（事業期間の延長を必要とする事由が生じた場合に限り運営権設定対象施設の運営権の存続期間の終期まで）	有明工業用水道及び八代工業用水道の運営（設備更新、運転管理・保全管理、工業用水道料金の収受等）	・有明工業用水道上の原浄水場（玉名市大字石貫字上の原744） 他 ・八代工業用水道白島浄水場（八代市郡築一番町240） 他	令和元年（2019年）10月上旬（予定）	熊本県企業局 総務経営課 電話：096-333-2597